

市 営 建 設 工 事 検 査 執 行 基 準

平 成 17 年 8 月 9 日
管 第 4 2 号
助 役 通 知
令 和 3 年 4 月 8 日 改 正

(趣旨)

第 1 この基準は、市営建設工事検査要綱第 6 条第 3 項の規定により、検査職員が厳正適確な検査を執行するため、必要な事項を定めるものとする。

(検査職員の任務)

第 2 検査職員は、検査の執行にあたり、市営建設工事検査要綱第 6 条の規定を順守し、自己の判断と責任において、合格、不合格及び出来形の決定をしなければならない。

2 検査職員は、前項の決定をするにあたり、必要に応じ、工事写真、その他の資料を調査し、工事関係者の意見を聞くものとする。

3 検査職員は、検査の結果、不合格と決定し、補修又は改造（以下「手直し」という。）を命ずる場合は、その工法、範囲、完了期限等について、書面により行うものとする。ただし、軽易な事項については、口頭をもって行うことができる。

4 検査職員は、第 1 項及び前項の決定又は指示をするにあたり、判定しがたい場合は、上司に報告し、その指示を受けるものとし、その場合は、検査結果及びその理由を写真資料等を含めた書面により、詳細に報告しなければならない。

5 検査職員は、検査調書の作成にあたっては、検査の結果に基づき、監督職員及び受注者より、必要な事項に関して説明を求め、正確さを期さなければならない。

(完成検査の方法)

第 3 工事の完成検査は、工事請負契約書、図書及び仕様書に基づき、実際に完成した工期、出来形、数量とその優劣、材料の品質及び後片付けの状況等の検査を行うものとする。

2 検査職員は、必要に応じ、高低測量、平面測量、深淺測量、載荷試験等の方法により、工事出来形の適否を調査し、検査上の資料とするものとする。

3 水中又は外部にあらわれない工事で、掘削等により、その適否を判定し難いものは、監督職員から工事施工の実情を聞き、写真資料等を参考として判定するものとする。ただ

し、状況により水鏡使用等により可能な方法がある場合は、これにより直接確認するよう努力するものとする。

- 4 道路舗装工事は、路盤、基層及び表層の材料、寸法、合材等の適否を、コア採取等の方法により検査するとともに、必要に応じ、地耐力試験を行うものとする。
 - 5 コンクリート、鉄筋コンクリート、玉石コンクリート等の構造物の検査は、必ず表面の強度検査を行い、見本による試験資料がある場合は、これを参考とし、必要があると認める部分については、破壊検査等により、その構成材の品質、寸法及び混合割合、施工の適否等を確認しなければならない。
 - 6 石積、石張、コンクリートブロック等の工事は、写真資料、監督職員の説明等で判定するほか、必要があると認める部分については、掘削又は抜き取り検査をし、法長、築石若しくはコンクリートブロックの材質及び寸法、胴込コンクリート、裏込コンクリート、裏込栗石等の品質、使用量について確認しなければならない。
 - 7 揚水機、機械設備工事は、ポンプ原動機、補助機材等の設備全般にわたり、組立、据付の状況を総合的に検査するとともに、関係法規及び基準に適合しているか、等について確認しなければならない。
 - 8 ポンプは、鉄管とともに、その据付状況（水平垂直、接手等）の良否と試運転を行い、現地条件における揚水量、揚程、軸馬力等の性能と運転状況（音響、振動、軸受、温度等）を検査しなければならない。
 - 9 内燃機関は、その据付状況（水平、デフレクション、高低、左右曲り等）を検査するとともに、実負荷を接続して試運転を行い、運転成績及び運転状況により、良否を判定するものとする。
 - 10 電気機器は、その据付状況を検査するとともに、関係法規、規格及び基準により、必要な測定、試験及び運転を行い、良否を判定しなければならない。
 - 11 電気工事については、関係法規及び基準等により、必要な測定試験を行わなければならない。
 - 12 建築工事については、関係法規、規格及び基準により、必要な検査をしなければならない。
- （出来形検査の方法）
- 第4 契約解除、部分払い、又は一部既済部分を使用するための出来形検査は、すべて完成検査に準じて行うものとする。

2 工事被災による契約解除打切り、精算のための出来形検査は、受注者の説明を参考とし、監督職員の説明及び写真資料、その他必要な検査結果に基づき、慎重に判定し、出来形を決定するものとする。

(中間検査の方法)

第5 工事の中間検査は、現地において、完成検査に準じて行うものとする。

(手直し等の確認)

第6 市営建設工事検査要綱第11条の規定に基づく手直し等が完了したときは、検査職員は、その出来形を確認するものとする。

附 則

この基準は、平成17年8月30日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月8日から施行する。